

(2) 都市機能誘導施設の考え方(案)について

- 都市機能誘導区域内では、将来都市構造や拠点の役割を踏まえ、当該区域で立地を誘導または維持すべき誘導施設を設定することで、町民生活の利便性向上や町の魅力向上を図ります。
- なお、今後の公共施設再編や民間施設の立地動向等により拠点に必要な都市機能のあり方が変化することも想定されるため、施設計画等の見直しに応じて立地適正化計画における誘導施設を更新します。

○：誘導施設(新設)／●：誘導施設(既存)／▲：地区周辺に立地している施設／－：設定なし

機能	誘導施設	定義	駅周辺	役場・病院 周辺	考え方
行政機能	役場	地方自治法第4条第1項に規定する町の事務所	—	●	誘導区域内における既存の公共施設機能の維持を図る ※今年度策定予定の公共施設総合管理計画と整合を図る
	保健センター	地域保健法第18条に規定する市町村保健センター	▲	—	※今年度策定予定の公共施設総合管理計画と整合を図る
介護福祉機能	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター	—	●	誘導区域内における既存の福祉機能の維持を図る
	高齢者福祉施設	老人福祉法又は介護保険法に基づく高齢者福祉・介護サービスを提供する施設のうち、通所、相談、介護予防、交流等を主たる目的とする施設	●	●	誘導区域内における既存の機能の維持を図る
	障がい者福祉施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助その他居住支援を行う施設	▲	○	駅周辺地区においては区域近辺に既存施設が立地していることから、既存施設を中心に相談・支援機能の維持を図る 役場・病院周辺地区においては、医療・福祉・行政・商業等の生活サービスと近接して立地することで、日常生活の利便性や関係機関との連携、緊急時対応の向上が期待されるため、新規の誘導を図る
子育て機能	子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う施設、又はこれに準じて町が設置	●	▲	誘導区域内における既存の機能の維持を図る

機能	誘導施設	定義	駅周辺	役場・病院 周辺	考え方
能		する子育て相談、親子交流、情報提供等を行う施設			
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園	●	●	誘導区域内における既存の機能の維持を図る
	保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所	●	●	誘導区域内における既存の機能の維持を図る
	児童クラブ	横芝光町児童クラブ条例第2条に規定する児童クラブ	●	●	誘導区域内における既存の機能の維持を図る
商業機能	スーパーマーケット等	売場面積が250㎡以上の小売店舗のうち、生鮮食料品、加工食品、日用品その他日常生活に必要な商品を主として取り扱う商業施設	○●	●	誘導区域内における既存の商業機能の維持を図るとともに町民アンケートの結果から商業機能の誘導を求められたことから新規の誘導を図る(参考:巻末アンケート結果)
	大型商業施設(ショッピングモール等)	店舗面積1,000㎡を超える大規模小売店舗のうち、複数の小売店舗、飲食店、サービス店舗等により構成される広域的な集客性を有する商業施設	○	—	町民アンケートの結果から商業機能の誘導を求められたことに加え駅周辺の賑わいの創出に向け、新規の誘導を図る
	コンビニエンスストア	飲食料品及び日用雑貨等を取り扱うセルフサービス方式の小売店舗で、売場面積が30㎡以上250㎡未満、かつ営業時間が1日14時間以上の施設	○●	○▲	町民アンケートの結果から商業機能の誘導を求められたことに加え、駅周辺や役場・病院周辺において住民の日常生活の利便性向上の観点から、新規の誘導を図る
医療機能	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院	—	●	役場・病院周辺地区における既存の病院機能の維持を図る
	診療所(内科・外科)	医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、内科又は外科を診療科目として標榜する施設	○●	○▲	誘導区域内における既存機能の維持を図るとともに、町民アンケートの結果から医療機能の誘導を求められたことから新規の誘導を図る(参考:巻末アンケート結果)

機能	誘導施設	定義	駅周辺	役場・病院 周辺	考え方
	診療所(歯科)	医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、歯科を診療科目として標榜する施設	○●	○●	誘導区域内における既存機能の維持を図るとともに、町民アンケートの結果から医療機能の誘導を求められたことから新規の誘導を図る(参考:巻末アンケート結果)
金融機能	銀行・信用金庫	銀行法第2条第1項に規定する銀行および信用金庫法に基づく信用金庫	○●	—	誘導区域内における既存機能の維持を図るとともに、町都市計画マスタープランで位置付けた町民サービスの充実や利便性の向上のため、新規の誘導を図る。
	郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局	●	●	誘導区域内における既存機能の維持を図る
教育・文化機能	小中学校	学校教育法第1条に規定する小学校、中学校又は義務教育学校	●	●	誘導区域内における既存機能の維持を図る
	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館、又は町が設置する図書館機能を有する施設	—	●	役場・病院周辺地区における既存機能の維持を図る ※今年度策定予定の公共施設総合管理計画と整合を図る
	文化ホール	横芝光町共同利用施設条例第2条に規定する施設のうち、一般住民が利用できるホール機能を有し、文化芸術活動、講演、集会等に供する施設	—	●	役場・病院周辺地区における既存機能の維持を図る ※今年度策定予定の公共施設総合管理計画と整合を図る
	展示施設(博物館等)	博物館法第2条第1項に規定する博物館、又は歴史、文化、芸術、自然、産業等に関する資料を収集・保存・展示し、一般利用に供する資料館、美術館その他これに類する施設	—	—	広域的な利用圏が想定されることから、都市機能誘導区域内への誘導は図らない
生活交流機能	コミュニティ施設	横芝光町共同利用施設条例第2条に規定する施設のうち、会議室、集会室、談話室、和室、学習室等を備え、主として地区住民の集会、学習、自治活動、地域交流その他コミュニティ活動に供する施設	●	●	誘導区域内における既存機能の維持を図る ※今年度策定予定の公共施設総合管理計画と整合を図る

機能	誘導施設	定義	駅周辺	役場・病院 周辺	考え方
健康増進機能	体育館	横芝光町社会体育施設条例第2条に規定する体育施設のうち、屋内運動施設で、競技場、武道場、トレーニング室その他スポーツ・健康づくり活動に供する機能を有し、一般利用に供する施設	●	●	誘導区域内における既存機能の維持を図る ※今年度策定予定の公共施設総合管理計画と整合を図る
	総合運動場	横芝光町社会体育施設条例第2条に規定する体育施設のうち、総合的な屋外運動施設で、陸上競技場、野球場、サッカー場、テニスコートその他複数の運動施設を有し、管理棟、更衣室、観覧席等の建築物を備える施設	▲	—	広域的な利用圏が想定されることから、都市機能誘導区域内への誘導は図らない
	健康増進施設(フィットネスクラブ等)	日本標準産業分類におけるフィットネスクラブに該当する施設で、室内プール、トレーニングジム、スタジオその他の運動施設を有し、会員又は一般利用者に対して運動・健康づくりの機会を提供する施設	○	○	町健康増進計画において子どもから大人まで一貫した生活習慣(身体活動・運動等)の普及を施策としており、その実現に向け健康増進施設について新規の誘導を図る

【参考】住民アンケート調査結果（令和 7 年 9 月下旬～10 月中旬実施）

問 4 横芝光町の将来についておたずねします。横芝光町が将来にわたって暮らしやすいまちとして発展していくために、拠点周辺に誘導していくべきだと思う施設や機能はどれですか。【5 つまで選択】

「商業機能（スーパー、飲食店、銀行など）」の割合が 86.0%と最も高く、次いで「医療機能（病院、クリニックなど）」が75.5%と 2 番目に高くなっている。次いで「福祉機能（介護福祉サービスなど）」が 43.0%、「交通拠点機能（バスターミナルなど）」が 40.2%、「観光機能（観光センター、道の駅など）」が 33.8%となっている。

年齢別でみると、すべての年代で「商業機能（スーパー、飲食店、銀行など）」の割合が最も高く、次いで「医療機能（病院、クリニックなど）」の割合が2番目に高くなっている。また、10歳代～30歳代で「子育て機能（幼稚園、保育園など）」の割合が3番目に高くなっている一方、50歳代以上では「福祉機能（介護福祉サービスなど）」の割合が3番目に高くなっている。

